

防災管理に係る消防計画チェックリスト

(規則第51条の8, 第51条の10関係)

1	防災管理に関する基本的な事項	消防計画 該当箇所※	消防 チェック
	自衛消防の組織に関すること。		
	避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。		
	定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。		
	防災管理上必要な教育に関すること。		
	避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。		
	防災管理についての関係機関との連絡に関すること。		
	訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること。		
	その他建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項		
2	地震による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
	地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関すること。		
	地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。		
	地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。		
	地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。		
	地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること。		
	その他建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項		
3	毒性物質等の発散等の災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
	毒性物質等の発散等の災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。		
	その他建築物その他の工作物における毒性物質等の発散等の災害による被害の軽減に関し必要な事項		
4	防災管理上必要な業務の一部が関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託されている場合		
	受託者氏名及び住所並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務範囲及び方法		
5	管理について権原が分かれている防災管理対象物の場合		
	権原の範囲について		
自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理についての権原を有する者は下記6, 7も消防計画に定めること			
6	自衛消防組織の業務に関し、おおむね次の各号に掲げる事項について		
	関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。		
	自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。		
	その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項		
7	権原を有する者が複数あるときに共同して自衛消防組織を置く場合		
	自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。		
	自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。		
	自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。		
	その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項		

※消防計画該当箇所には「第〇条第〇項 (P〇〇)」などを記入する

伊丹市消防局